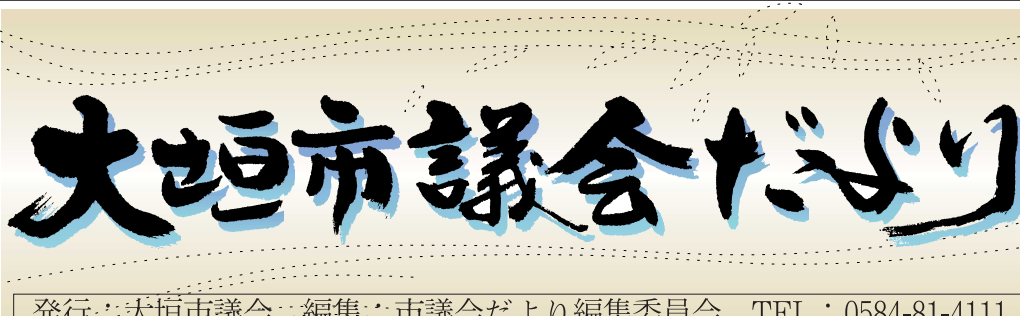


情報の港 大垣市情報工房



発行：大垣市議会 編集：市議会だより編集委員会 TEL：0584-81-4111



文化の港 住吉燈台

第四回市議会定例会

平成十五年度一般会計補正 予算など三十五議案を審議

- 一般会計補正予算
二億一千九百八十万円
予算関係 八件
- 特別会計補正予算
七千四百四十万円減額
条例関係 九件
- 企業会計補正予算
四億六千三百四十万円減額
人事案件 二件
- 総額
三億一千八百万円減額
決算認定 一件
請願 二件
その他 十三件

松尾芭蕉の生誕360年を迎え、4月から1年間にわたって「芭蕉生誕360年祭」が繰り広げられる。



さる十二月一日から十六日までの十六日間の会期中で第四回定例会を開会し、平成十五年度大垣市一般会計補正予算、平成十五年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算、大垣市情報公開条例の一部改正、平成十四年度一般会計及び特別会計決算の認定など三十五議案を、慎重かつ活発な議論の中審議し、三十三議案を原案通り可決。請願二件については不採択とし、閉会しました。

第四回市議会定例会日程

十二月一日	本会議 (提案説明) 総務委員会
八日	本会議 (一般質問)
十日	決算委員会
十一日	合併に関する委員会
十二日	建設委員会 経済委員会 厚生委員会
十五日	総務委員会
十六日	議会運営委員会 本会議

人事案件を先議

定例会の初日、選挙管理委員及び補充員の選挙並びに人事案件二件を先議し、大垣市選挙管理委員に説田富美代氏(美和町一七一八番地)、横田洸氏(久瀬川町三丁目二三番地)、石原敏子氏(新地町七二番地)、牛屋泰信氏(依町一八八番地)を選任。大垣市固定資産評価審査委員会委員に堤俊彦氏(十六町一四二六番地)の選任に同意。人権擁護委員候補者に宮島榮祐氏(千鳥町二丁目八番地)、清水進氏(津村町五丁目五番地)、森淳子氏(赤坂町四〇一一番地)、傍島五百子氏(綾野一丁目二八五二番地)、若林敏昭氏(荒尾町四八六番地二)の推薦に同意しました。

補正予算 一般会計

総務費の企画費では、西濃圏域合併協議会において、各市町間のネットワーク基盤整備の実施計画策定経費等に千四百六十万円を計上。
交通安全対策費では、経営が悪化している樽見鉄道を沿線自治体で支援するため、運営維持費補助金二千七十六万円を計上。
諸費では、将来の財政負担に対処するため、財政調整基金の積み立てに一億円を計上。
民生費の社会福祉費では、身体障害者居宅介護支援費及び知的障害者地域生活援助支援費等が、利用者の増加等による不足分二千二十四万円の計上と心身障害者医療扶助費及び重度心身障害者老人特別助成金を医療費の増加に伴い五千百万円を計上。
老人福祉費では、くすのき苑の空調設備の改修に千三百万円を計上するとともに、債務負担行為三千二百万円を設定。
生活保護費では、生活保護世帯の増加等により、扶助費六千七百六十万円を計上。
衛生費では、合併処理浄化槽の設置件数の増加に伴い補助金の不足分二百六十一万円を計上。
消防費では、安全装備品として消防団員用の手袋購入に対して消防団員等公務災害補償等共済基金の補助採択がされたため百五万円を計上。
教育費の小学校費では、順次整備を進めている小学校の校内LAN整備について、未整備の興文小学校ほか十一校の整備費七千二百万円を計上。
保健体育費では、総合体育館テニスコートの補修費千六百五十万円を計上。
公債費では、市債が低利で借り入れできたことなどにより地方債利子二千万円を減額。
本年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定等に伴う人件費三億二千三百万円を減額するとともに、勤奨退職者等の退職手当について二億五千四百七十万円を計上。



特別会計・企業会計

国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、公設地方卸売市場事業会計、下水道事業会計及び競輪事業会計の五会計並びに企業会計の病院事業会計、水道事業会計では、それぞれ職員給与と改定等に伴う人件費を減額。
介護保険事業会計では、介護保険事業の適正化特別対策の経費として、三百五十万円を計上。
下水道事業会計では、下水道事業債が低利で借り入れできたため、地方債利子二千六百万円を減額。
また、汚水の幹線整備として、三億五千万円の債務負担行為を設定。

決算の認定

平成十四年度大垣市一般会計及び特別会計決算を認定。(一般会計の決算状況については、四面のグラフをのぞいてください。)

一般質問

十二月八日(月)に 一般質問を行いました。

投票区・投票所の 見直しについて

質問…現在、市内には有権者数などを考慮して、三十四の投票区・投票所が設置されているが、人口の分布や道路網など、街の形態も変化しており、これらを考慮した投票区域の見直しが必要ではないか。

答弁…投票区域の見直しについては、地域の歴史的経緯や地理的状況、有権者数の推移、投票所施設の状態等を勘案して、投票所を選定しているが、地域住民の意向を十分お聞きし、検討していきたい。

市庁舎の移転について

質問…市庁舎は本庁舎と分庁舎を設置しているが、現在進めている九町との合併後を考えると、庁舎機能が十分とは言えない。新庁舎建設の考えはないか。

答弁…市庁舎は、昭和三十九年に建築、昭和四十八年に一部増築されたが、すでに四十年近くが経過し、行政事務の増大やOA機器の



市役所・本庁舎

整備拡充等への対応も十分とは言いがたい。

第四次総合計画の中では、長期的な展望に立ち庁舎建設構想の策定を進めていくこととしているが、庁舎建設については、合併と切り離して考えることはできない。特に、合併後は本庁舎だけの対応は困難になり、本庁組織の一部について、分庁舎などへの配置の検討を進める必要がある。当面は、分庁舎等を活用しながら新市において、組織、機構や安全性を考慮し、庁舎建設について検討していきたい。

守屋多々志美術館 について

質問…大垣市守屋多々志美術館は、氏の業績を顕彰し、作品を広く紹介する建物として、平成十三年七月

に暫定的に開館したが、施設が老朽化しており、中心市街地への誘客を図るためにも、新しい守屋多々志美術館の建設が必要ではないか。

答弁…現在の守屋多々志美術館は、栄誉市民であり、文化勲章受章者の守屋画伯から寄託、寄贈いただいた作品を、株式会社大垣共立銀行所有の建物を美術館としてふさわしいように改装していただいた施設を、市が無償で使用させていたでいる暫定的なものである。

市では、第四次総合計画に位置づけているが、現在の財政状況から本格的な構想の構築には至っていない。しかし、郷土を代表する画伯の作品を展示できる美術館の建設は必要であり、議会や市民、造詣の深い専門家に意見をいただきながら、検討をしていきたい。



守屋多々志美術館／郭町2

行政評価システム について

質問…行政改革、地方分権が叫ばれる中、本市も平成十四年度から事務事業評

価システムを導入しているが、その取り組みについて市民へのPRは、どう考えているのか。また、今後どのように進展させていくのか。

答弁…市の行政評価システムの取り組みは、事務事業を対象として、平成十四年度から試行的に導入し、平成十五年度は二百八十一事業に拡大して全庁的に取り組んでいる。

公表については、行政評価システムは全く新しい行政の仕組みであり、まず仕組みそのものを分かりやすく説明することが重要であり、評価結果も含め、なるべく早い機会に市の広報紙やホームページ等において、市民に理解しやすい形で取り組みを広く紹介していきたい。

入札制度の改革について

質問…指名競争入札は、厳正に執行されていると推察するが、より一層の中立性、透明性、競争原理を導入するため、制限付一般競争入札を導入してはどうか。導入により、より多くの企業入札参加により、市の財源確保に貢献できると考えるがどうか。

答弁…現在、市では、指名競争入札を主として行っているが、特定の大規模な工事については、一般競争入札を実施している。指名競争入札については、市内業者や中小企業者の育成の観

点を持ちつつ、業者選定要綱に基づき、業者の経営状況、技術的適性、地理的条件等を勘案し、指名が特定の業者に偏らないように努めるとともに、工事及び業務等の種類、金額によつては、市外業者を含めて指名するなど、適正な競争の確保にも配慮している。さらに、工事等では二千万円以上、物件の購入等では五百万円以上のものについては、業者指名審査委員会

で業者選定するなど、公正、公平な入札の実施に努めている。

公共工事等に対する市民の関心が高まっている中、適正な契約金額や契約内容の適切な履行を確保した、より公正で透明性の高い入札にしていく必要があると認識をしている。そのため、インターネットを利用した公共工事の発注見通しに関する事項をはじめ、入札結果等の公表の実施について検討するなど、一層の情報公開に努めるとともに、一般競争入札についても、対象範囲の拡大について検討していきたい。

男女共同参画社会 について

質問…市でも、男女共同参画社会に向けた取り組みがなされているが、まだ、社会全体の意識改革には至っていないのが現実である。少子化対策を念頭に置いて、仕事と育児が両立できる社会環境の整備を含めた今後の取り組みについて伺いたい。さらに男女共同参

画の施策の推進が必要ではないか。

答弁…市では、男女共同参画社会実現のための意識啓発に努めるとともに、人材支援のためのセミナーなどを開催している。また、男女共同参画プランの効果的な推進を図るため、庁内において男女共同参画プラン行政推進委員会を設置するとともに、第三者機関として男女共同参画推進審議会を設置している。

しかし、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野において、まだまだ男女における固定的な役割分担意識は、根深く残っているのが現状であり、今後は、市職員の意識改革はもとより、行政が模範となる施策の展開と、なお一層、市民、事業者がともに手を携え、男女の人権を尊重し、性別にとらわれないことのない、真の男女共同参画社会の実現に向け、積極的に取り組んでいきたい。

少子化社会も念頭に入れた子育て支援や仕事と育児が両立できる社会環境整備については、従来から少子化対策を重点施策課題とし、希望者はすべて入所できるよう保育所の整備を図るとともに、乳児保育、延長保育、休日保育等、特別保育のサービス充実させ、また、新大垣市子育てドリームプランを平成十三年度に策定し、大垣市子育て交流プラザの開設、子育てサロンの充実、父親の子育て参加を促進するサタパサロン等の諸施策を展開

している。このたび制定された次世代育成支援対策推進法では、都道府県、市町村のほか、従業員三百人を超える事業主にも行動計画の策定が義務づけられたことから、より社会全体の子育て支援の環境整備が、図られるものと期待している。

子育て交流プラザ／まちの駅1階



リハビリ専門の 市民病院分院 建設について

質問…大垣市民病院では、治療が完了すると早期退院を求められるという苦情がある。解消策として、武道館南側の空き地にリハビリ専門の市民病院分院を建設し、あわせて武道館の有効利用を図れないか。

答弁…市民病院は、地域の中核病院として重症患者の治療を行っており、治療の過程で、障害の種類に依り、理学療法や作業療法などさまざまなリハビリテーションを実施している。新たな重症患者を受け入れるために、急性期のリハビリテーションが終わり、症状が安定した患者さんに対しては、主治医の判断で退院をお願いしている。また、

患者や家族の方から転院について相談があった場合には、医療ソーシャルワーカーなどが、リハビリテーションのできる病院などを紹介する体制をとっている。

武道館南側の土地利用は、第四次総合計画の中で温水プールの建設予定地として位置づけられており、トレーニングセンターと連携した市民の自主的な体力、健康づくりの重要な拠点施設と考えている。

ブックスタート

質問…読書の持つ力は、人間形成に大きな効果がある。絵本を通して赤ちゃんとお母さんたちの心が通い合う温かい時間を持つてほしいとの願いを込め、乳児健診時に絵本をプレゼントし、絵本の読み聞かせを行うことはどうか。

答弁…乳児の言葉と心を育てるためには、親が優しく語りかける時間を持つことが大切であると言われており、親が絵本を通して乳児に語りかけるブックスタートの活動は、言葉と心を通わすかけがえのないものとして、大変意義ある事業である。

乳児健診に参加するすべての親子に絵本の読み聞かせをして、その楽しさや大切さなどについて説明するとともに、子育て支援ができるよう、保健センターやブックスタート支援センターなどと連携を密にして、ブックスタート事業を

計画していきたい。

介護施設の利用制限について

質問…人工透析を受けている高齢者が介護施設への入所を断られる現状があるが、本来は、正当な理由なくして介護サービスの提供を拒むことはできない。適切な対応を要望する。

答弁…現在、市内には、介護老人福祉施設が四カ所あり、これらの施設における人工透析者の受け入れは、合併症等の医学的管理や透析時の通院介助等の必要度により、適切なサービスを提供できるかどうかという点で難しい場合もある。入所時、施設において嘱託医等の意見や、本人の状態及び家庭環境等により、総合的に判断され、決定されることになる。

介護保険法による運営基準では、正当な理由なくサービス提供を拒んでおられないと規定されており、具体的には、ベッドが空いていない場合、入院治療が必要な場合等としている。人工透析者であることだ



くすのき苑／多芸島4

商工観光課のイベントの取り組みについて

けの理由で入所を拒むことはできず、施設のくすのき苑も同様の取り扱いとなっている。

質問…芭蕉生誕三百六十年の各種事業は評価できるが、もつと市民が主体となるべきである。たらい舟川下り事業は十八万円の収入に対して九百万円以上、イルミネーション事業は千三百万円以上の支出である。一方、市民団体が行うウォータークリスマス費用は二百万円を自前で負担している。費用対効果を市民団体が行うイベントと比較する中で、事務事業評価を行うべきではないか。

答弁…平成十六年は、俳聖・松尾芭蕉生誕三百六十年に当たることから、奥の細道むすびの地である「芭蕉と出会う街 大垣」を全国に発信するため、各種事業を推進している。

たらい舟川下り事業は、市観光協会が以前から検討されていたものを、芭蕉生誕三百六十年を契機に実施した。また、冬にふさわしいイベントとして、イルミネーション事業を、市民活動団体をはじめ市民と協働して進めている。

いずれの事業も、テレビ、新聞などで取り上げられ、広くPRできたことは、一つの成果であると考えている。

イベントに対する事務事業評価については、単年度

での評価は難しい面もあるが、費用対効果も考慮しながら、今後ともイベントの効果を高めるよう努めていきたい。

イルミネーション事業



中心商店街の空き地利用について

質問…郭町の銀座街跡地と平成十六年二月十五日に閉店予定のタマコシエイトの土地は広い土地であり、大垣市の顔ともなる中心商店街の活性化へ重要な土地である。

行政主導のもと、至急再開発計画を策定し、二十一世紀の市の核づくりを進めていただきたい。

答弁…銀座街の跡地利用については、中心市街地活性化に重要な地域であるが、昨年七月に再開発準備組合が設立された郭町一丁目西街区、さらには駅通りに面した街区との連携が必要である。

銀座街を含めた中心市街地は、中心部の独自性と歴史的な集積性、交通の利便性などを活かして、都心の役割を強め、活気と魅力のある地域として再生に努めていきたい。

下水道事業について

質問…下水道使用料は、一般家庭の負担を軽減し、工場など大口使用者の使用料を他都市並みに。また、下水道事業会計への一般会計からの繰入金は、目的税である都市計画税の割合をふやすべきではないか。さらに、下水道債に光ファイバー工事費が含まれているが、使用料で賄うものではないのか。

答弁…下水道使用料は、大口使用者の大量排水については汚水処理経費の増加要因になることを考慮し、累進使用料体系を採用している。現行では、基本水量十立法升までを除き、百立法升までは一立法升当たり五十円、百一立法升からは五十円、累進度は、一・一〇である。改正案では一立法升当たり七十円と八十円とし、累進度を一・一四に引き上げるものである。

汚水処理経費と使用料の関係は、国の第五次下水道財政研究委員会の提言に、「汚水処理経費のうち公費で負担すべき費用を除き使用料対象費用とするべきである」とあり、下水道使用者負担の原則に沿って、使用料で賄うものと考えている。しかし、現状では汚水処理経費すべてを使用料で賄うことは難しく、都市計画税を含め一般会計からの繰り入れを得ており、少しでも繰り入れを減少させるために使用料の改正を行うものである。

浄化センター／築捨町3



和合団地の改善について

質問…和合団地A棟西側の花壇を撤去するとともに

に、老朽化した平家の市営住宅を早急に解体し、入居者、外来者用の駐車場を整備してはどうか。また、同所に水洗トイレを設備した新しい集会所の建設を望む。

答弁…和合団地の入居者と来客用の駐車場は、管理戸数二百九十三戸に対し、四百六十四区画ある。駐車場の増設は、スペース等の問題があるが、管理を委託している駐車場管理者とも協議し、検討していく。

和合団地A棟西側の花壇は、入居者で管理していただいているが、維持できない状況であるため、緑地帯として再整備し、また古い平家住宅については、順次解体整備できるよう検討していきたい。

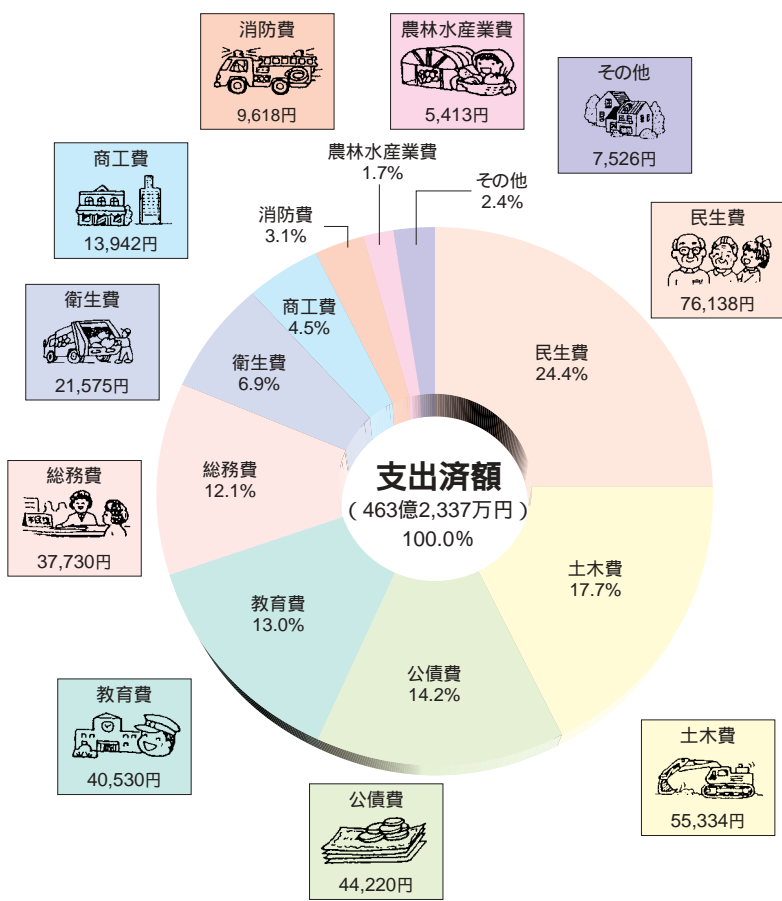
集会所の建て替えについては、下水道が整備された後に計画していきたい。

～大垣まちかどスナップ～

昨年12月、郭町2丁目地内の駅通りに面して整備された自噴井(じぶんせい)広場「大手いこ井の泉」

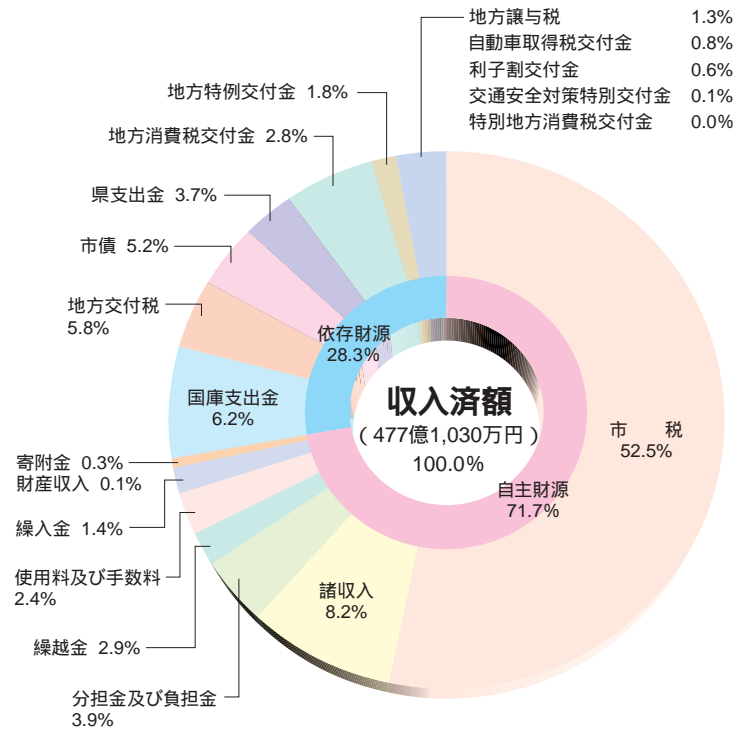


平成14年度一般会計決算状況(歳出) 単位:%



(イラスト内の数字は市民一人当たりの金額です。)

平成14年度一般会計決算状況(歳入) 単位:%



グラフで見る 平成十四年度一般会計決算状況

第四回定例会で議決した主な条例等

- 一、大垣市法定外公共物管理條例の制定について(平成十六年四月一日から施行)
- 二、大垣市情報公開條例の一部改正について(平成十六年一月一日等から施行)
- 三、大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する條例の一部改正について(平成十六年四月一日から施行)
- 四、大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給條例の一部改正について(公布の日から施行)
- 五、大垣市職員の給与に関する條例の一部改正について(平成十五年十二月一日等から施行)
- 六、大垣市知的障害者更生施設設置條例の一部改正について(公布の日から施行)
- 七、大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する條例の一部改正について(公布の日から施行)
- 八、大垣市下水道條例の一部改正について(平成十六年四月一日から施行)
- 九、大垣市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 十、西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について

あなたも本会議を傍聴してみませんか。

傍聴する前に傍聴人受付簿に住所、氏名、年齢をご記入ください。

- ・傍聴される方は、直接市庁舎4階の傍聴席へお越しください。
- ・傍聴席は、75席(うち、車いす席4席)

～傍聴者に守っていただくこと～

- 議場内の言論に拍手等で可否表明をしない。
- はち巻き、腕章、帽子等を着用しない。
- 飲食や喫煙をしない。
- 議長の許可なく写真撮影や録音をしない。
- 会議の妨害をしない。
- 携帯電話の電源は入れない。

※団体が傍聴を希望される方は、事前に議会事務局へご連絡ください。(議会事務局/電話81-4111 内線734)

請願の審査結果

先の定例会で継続審査となっていた請願第六号すべての子どもたちが生き生きと学べる学校づくりをすすめる、心のかよう学校をつくるための請願(不採択)

請願第八号「治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書」の請願(不採択)

本巣郡本巣町、真正町、糸貫町及び根尾村の合併により、新たに本巣市が設置されることに伴い、組合の構成市町村が変更されるため、脱退及び加入について規約を変更。